諮問庁:財務大臣

諮問日:平成27年10月1日(平成27年(行情)諮問第597号)

答申日:平成28年4月18日(平成28年度(行情)答申第9号)

事件名:戦艦大和の建造費用の出所,特定個人の名前が記載されているか分かる文

書の不開示決定(不存在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月20日付け財計第2643号により財務大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである(異議申立人は、意見書に資料を添付しているが、その内容は省略する。)。

(1) 異議申立書

原処分は明確な理由もなく保有が確認できなかったと記載がされており、 別途財文第274号では異なる理由での不開示決定がされたことから原処分 の決定に疑義が生じる。

(2) 意見書1

本来であれば、こちらから開示請求を行う理由はなく借りた資産については日本政府が責任をもって親族へ返還を行うことが当然の道理である。これまで多くの時間が経過したが、日本政府から特定個人Aの資産が返還されることも、特定個人Aが尽力したことについても親族に伝えられることはなかった。手紙の存否はもとより、借りた相手について記録がないということはあってはならないことである。ついては、その内容について速やかに公開し返還に向けた対応を求めたい。

(3) 意見書2

日本国において不利益とならないようこの場をもって解決したく, 誠意ある対応を求める。

非常に長い期間, 苦痛に耐え続けた親族にとって, 納得のできる対応を日本政府にしてもらえるよう関係者には協力賜りたい。

(その他は、上記(2)と同旨であるため省略する。)

(4) 意見書3

特定個人Aの身元を明らかにすること及び親子関係の証明に当たっては財務省・総務省において、生年月日の不一致、氏名の不一致などそれぞれ異なる理由をもっていまだ明らかにされていないところである。特定個人Aの勲績を明らかにするためにも特定個人Aの勲功記番號が記載された資料を添付する。当時、勲功記番號を暗号とし軍人を管理していた日本政府においてはこの番号をもって特定個人Aの身元や勲績を特定できることと思う。

当時、幼い異議申立人は日本に行けば十分な資産があると特定個人Aに教えられ、その言葉を頼って日本に来た。その資産が奪われた状態だけでなく、存在すらも隠され続けていることに納得ができない。日本政府の損失ひいては外交問題に発展しないためにもこの資料を活用してもらい、解決することを望む。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

平成27年7月13日付け(同月14日受付)で法3条に基づき,異議申立人から,「戦艦大和の建造にかかる費用について,費用の一部を特定個人Aが掘り当てた金塊によりまかなったと聞いている。その証拠として,特定個人Bが特定個人Aより金塊を掘り当てたこと,相当金額が記載された手紙を受け取っており,そちらに提出している。戦艦大和の建造について費用の出所,特定個人Aの名前が記載されているかわかる資料」(本件対象文書)について開示請求(以下「本件開示請求」という。)が行われた。

これに対して、財務大臣(処分庁)は、法9条2項の規定に基づき、平成27年8月20日付け財計第2643号により、行政文書不存在を理由として不開示決定(原処分)を行った。

この原処分に対し、平成27年9月7日付け(同月8日受付)で行政不服審査法6条に基づき、異議申立人から、原処分を取り消し、本件開示請求に係る行政文書の開示を求めるとの異議申立てがあったものである。

2 異議申立人の主張

上記第2の2(1)と同旨

- 3 諮問庁としての考え方
- (1) 本件開示請求に係る行政文書について

異議申立人は、戦艦大和の建造について費用の出所、特定個人Aの名前が 記載されているか分かる資料(本件対象文書)の開示を請求している。

(2) 本件対象文書の存否について

- ア 特定個人Aの名前が記載されているか否かにかかわらず、戦艦大和の建造に掛かる費用の出所について記載された文書は、少なくとも戦前に作成された文書であると考えられる。
- イ 戦前の防衛予算に係る行政文書について、主計局において現在行政文書 登録をしている文書はないものの、念のため、本件開示請求を受けた際に 同局において戦前・戦後を含めて文書自体の存否、記載の有無等を探索し たが、実際に本件開示請求に該当する文書を保有していなかったことから 原処分を行った。
- ウ また、異議申立てを受けた際に再度主計局において文書を探索したが、 本件開示請求に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

4 結論

以上のことから、財務省は本件開示請求に係る行政文書を保有していないことから、処分庁の行った原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①平成27年10月1日 諮問の受理

②同日 諮問庁から理由説明書を収受

③同月15日 異議申立人から意見書1を収受

④同月30日 異議申立人から意見書2を収受

⑤同年11月19日 異議申立人から意見書3を収受

⑥平成28年3月25日 審議

⑦同年4月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、不存在のため不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を妥当 としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1) 戦艦大和の概要について、当審査会事務局職員をして関係資料を確認させたところ、戦艦大和は、第三次海軍軍備補充計画においてその建造が計画され、運用者が大日本帝国海軍とされており、昭和12年に起工し、昭和16年に完成したとのことであった。

そうすると、仮に、「戦艦大和の建造について費用の出所、特定個人Aの名前が記載されているか分かる資料」が存在するとしても、その作成者は、昭和10年代当時、国家予算の配分を所掌していた旧大蔵省又は戦艦大和の建

造計画を含む第三次海軍軍備補充計画を実施した旧海軍省で、作成時期は昭和16年以前と考えるのが合理的である。なお、旧海軍省は、昭和20年12月に廃止され、同省の所管に係る財産や所掌に係る業務は、現在の財務省、厚生労働省又は防衛省に継承されたとされている。

- (2)次に、本件対象文書の探索方法や昭和16年以前に作成された文書の管理 等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁 は次のとおり説明する。
 - ア 本件対象文書は、戦艦大和が建造された当時の歳入歳出予算に関する行政文書に編てつされている可能性があると考えられたことから、現在の財務省において、国の予算、決算及び会計に関する制度の企画・立案、作成等の事務を所掌する主計局において文書探索を実施することとした。
 - イ 主計局で本件対象文書の探索を行うに当たり、その作成時期等が不明ながら、戦艦大和の建造に係る積算内訳や支払内訳などの行政文書があれば、 当該行政文書に本件対象文書が編てつされている可能性があると考えられ たことから、できる限り広範に探索を行うという観点で「防衛予算に係る 行政文書」の全てを探索した。その結果、本件対象文書に該当する行政文 書の保有は確認できなかった。

なお、本件対象文書の探索は、本件開示請求を受けた際及び異議申立て を受けた際に主計局において実施したが、保有は確認できなかった。

ウ 本件対象文書は、それが存在するとすれば、大蔵省文書取扱規程(昭和8年9月25日付け官房秘令第155号達。以下「昭和8年規程」という。)の定めに沿って取り扱われていたものと認められ、同規程における行政文書の保存期間は永久保存又は15年とされている。なお、同規程において保存期間は、その種類に応じて決裁日、作成日又は帳簿閉鎖日のいずれかの属する年の翌年から起算するものとされている。

その後の旧大蔵省及び財務省における行政文書の管理等に関する内部規程は、軽微な変更を除き、昭和27年、平成13年、平成23年に施行されていることが確認できる。新たな規程が施行される場合、旧規程は廃止され、新たな規程に従うことになるため、現在の財務省の行政文書の管理等は、財務省行政文書管理規則(平成23年4月1日財務省訓令第10号。以下「管理規則」という。)に基づいて行われている。管理規則における行政文書の保存期間については、管理規則別表第1の行政文書の保存期間基準に従って定められており、国の予算、決算に係る行政文書の保存期間は、最長でも30年とされている。保存期間の起算日は、原則として、行政文書を作成し、又は取得した日の属する年度の翌年度の4月1日であるから、本件対象文書が存在するとすれば、既に保存期間が満了していると考えられる。

そして、国の予算、決算に係る行政文書の保存期間満了後の措置については、独立行政法人国立公文書館に移管されるか、廃棄されることになる。

したがって、本件対象文書が存在していたとしても、独立行政法人国立 公文書館に移管されているか、廃棄されていると考えられ、実際に、財務 省においては、本件対象文書を保有していない。

(3) 諮問庁から管理規則及び昭和8年規程の提出を受け、当審査会において確認したところ、国の予算、決算に係る行政文書を含む財務省の行政文書の管理等は、諮問庁の上記(2) ウの説明のとおりであり、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

そして、諮問庁が上記(2)イで説明する本件対象文書の探索方法・範囲 も不十分とはいえないから、財務省において本件対象文書を保有していると は認められない。

- 3 異議申立人のその他の主張について 異議申立人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示 とした決定については、財務省において本件対象文書を保有しているとは認め られず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

別紙

戦艦大和の建造にかかる費用について、費用の一部を特定個人Aが掘り当てた金塊によりまかなったと聞いている。その証拠として、特定個人Bが特定個人Aより金塊を掘り当てたこと、相当金額が記載された手紙を受け取っており、そちらに提出している。戦艦大和の建造について費用の出所、特定個人Aの名前が記載されているかわかる資料